平成２８年（フ）第１３号
岡山市中区長岡県営住宅724号
債務者　山下香代子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
大分県中津市牛神町１丁目９番地１　ハーブタウンＡ棟202号
債務者　宮津　好春
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午後２時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第６９９号
静岡市清水区駒越西１丁目１番18―２号
債務者　望月　千洋
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
東京都日野市神明３丁目23番地の４ＨＩＬＬ’Ｓ　ｏｎグリーン105
債務者　小木曽寛治
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４号
東京都調布市飛田給１丁目14番地14西ハイツ102
債務者　養田　栄子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３４１号
横浜市鶴見区矢向３丁目25番18―503号
債務者　マタヨシ　ジュビマリー　メンドーサ
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８号
横浜市瀬谷区二ツ橋町48番地　やまゆり荘Ｃ―102
債務者　丸山　広美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８号
東京都立川市高松町１丁目７番４号岩田荘101号
債務者　錦織　芳勝
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６５号
長崎県佐世保市大潟町145番地31　アネックス大潟103、前住所長崎県佐世保市愛宕町213番地　ファーストインハーバーハウス107号
債務者　大谷　忠信
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１号
長崎県北松浦郡佐々町本田原免221番地、前住所長崎県北松浦郡佐々町本田原免107番地１ファースト坂本ビル502
債務者　山内　　晃
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
長崎県佐世保市吉井町橋川内871番地６、前住所長崎県佐世保市花高１丁目２番６号　花高ハイツ203
債務者　青崎　祐一
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
静岡市清水区天神１丁目８番28号　日光マンション503号、旧住所静岡市清水区庄福町８番１号　サンパレスアパート317
債務者　坂本　善幸
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
愛知県蒲郡市形原町三浦町19番地７
債務者　壁谷　祥邦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６６号
熊本県人吉市下林町263番地１　野嶋アパート109
債務者　角之薗眞由
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第５５２号
静岡県浜松市東区半田山３丁目８番３号　メロウレジデンス102
債務者　井上幸太郎
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係